

# 観光産業支援補助金

## 公募要項

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、桑名市からの補助を受けて実施しています

< 重要 >

- (1) 本公募要項を必ず確認の上、ご応募ください。
- (2) 応募時提出様式は桑名市観光協会ホームページからダウンロードしていただくか、窓口で配布した書面での応募をお願いします。



一般社団法人 桑名市観光協会

TEL : 0594-41-2222 / FAX : 0594-21-5416

✉ [hojyo@kuwana-kanko.com](mailto:hojyo@kuwana-kanko.com)

🌐 <https://www.city.kuwana.lg.jp/kanko/>

## 事業概要

補助上限	30万円
補助下限	5万円
	※消費税および地方消費税額等は含みません。 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
補助率	1／2以内
補助対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・物価高騰の影響を受けている観光関連事業等の支援</li><li>・観光客・来訪者向けサービスの維持・向上</li><li>・観光需要の喚起、受入環境の改善 (にぎわい創出やイベントなども含む)</li></ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光客対応に直接必要な設備・備品購入費</li><li>・資材費の高騰への対応経費</li><li>・受入環境改善に要する改修費</li><li>・観光コンテンツの造成・磨き上げに要する経費</li><li>・市内での地域物産を活性化するイベント事業費</li></ul> ※対象外経費については4、5ページをご確認ください。
公募期間	公募要項公開 令和8年5月 1日(金) 申請受付開始 令和8年5月15日(金) 申請受付締切 令和8年6月30日(火) ※郵送の場合は締切日に必着、持込みの場合は締切日17時まで
事前相談	まずご連絡(相談)ください。 令和8年6月12日(金)まで
補助事業期間	交付決定日より令和9年1月29日(金) ※期間内に支払いをすべて完了させる必要があります。

完了報告期限 実績報告書提出期限及び精算完了  
令和9年2月12日（金）

申請方法 申請書類一式を郵送または持込によりご提出ください。  
申請様式は桑名市観光協会ホームページまたは窓口を設置しております。

#### 注意事項

本補助金は先着順での採択ではございません。締切時点で、申込補助金額の総計が予算額を上回る場合は、厳正なる審査により補助金交付対象者・補助金額を決定します。  
補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いです。  
補助金は経理上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象です。

#### <問い合わせ先>

一般社団法人 桑名市観光協会

〒511-0079桑名市有楽町59

電話 : 0594-41-2222 F A X : 0594-21-5416

電子メール : [hojyo@kuwana-kanko.com](mailto:hojyo@kuwana-kanko.com)

受付時間 平日午前9時～午後5時

ホームページ <https://www.city.kuwana.lg.jp/kanko/>

## 1. 事業の目的

原油価格・物価高騰等に直面する桑名市内の観光に関する事業を行う法人、個人事業者等で、これらの社会情勢を乗り越えるための前向きな事業継続の意思を持った事業者を応援するとともに、市内観光業の活性化を目的として、観光客・来訪者向けのサービスの向上や観光需要の喚起、受入環境の改善、原油価格・物価高騰等に係る事業維持に必要な設備・備品購入等の負担を軽減するための補助金を交付します。

## 2. 補助対象

本補助金の補助対象者は、物価高騰の影響を受けた事業者であり、次の（１）から（６）に掲げる要件をすべて満たす事業者であることとします。  
（イベント事業補助については一部を除く）

- （１）市内に事業所を有する法人・個人事業者であること
- （２）観光関連事業を営む者であること  
（宿泊、飲食、土産物、小売、サービス、体験、交通、観光施設等）
- （３）令和８年４月１日時点で事業を実施しており、今後も継続の意思がある者
- （４）主たる収入が事業所得であること（個人事業者の場合）

※下記の事業者は対象外

- ・社会福祉法人、医療法人
- ・特定非営利活動法人、その他の営利を目的としない法人
- ・政党、その他の政治団体、宗教法人
- ・反社会的勢力（平成３年法律第７７号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」に規定）に該当する者
- ・その他桑名市観光協会において不相当と認定した者

- （５）市税を滞納していないこと
- （６）国、県、市、商工会議所等が実施する補助金に申請した事業でないこと

## 3. 補助率・上限額等

補助金額            ５万円（下限）～ ３０万円（上限）

補助率                補助対象経費の 1 / 2 以内

※消費税及び地方消費税額等は含みません。

補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 4. 補助対象事業

補助対象は、物価高騰の影響を受けている観光関連事業などの支援となり、次の

(1)～(4)に掲げる要件のいずれか又は複数に該当する事業であることとします。

- (1) 物価高騰の影響を受けた観光関連事業
- (2) 観光客・来訪者向けサービスの維持・向上
- (3) 観光需要の喚起、受入環境の改善、誘客の促進
- (4) 賑わいの創出、地域物産の活性化に資するイベント

#### 5. 補助対象経費

- ・観光客対応に直接必要な設備・備品購入費
- ・資材費の高騰への対応経費
- ・受入環境改善に要する経費
- ・観光コンテンツの造成・拡充に要する経費
- ・誘客促進や観光需要喚起にかかる経費
- ・地域物産の活性化に資する市内のイベント事業費

#### 6. 補助対象経費となる経費の要件

- ・補助事業の目的に合致すること
- ・補助金の事前相談実施以降に発注すること

※事前相談は交付決定ではないため自己責任において発注時期を判断してください。

- ・令和9年1月29日(金)までに納品・設置・支払を完了することができること
- ・桑名市内の事業者を優先に購入すること
- ・原則支払は銀行振込で支払うこと

※支払先が銀行振込に対応していない場合は、POSレジから発行されるレシートのみ支払い確認書類として認めます。(現金払いのみ、カード払いやポイントを使用しでの支払い不可)

- ・単価50万円(税抜)以上の製品・設備等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、破棄等)が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず桑名市観光協会へ承認を受けること
- ・中古品を購入する場合は、2社以上の見積書を添付すること

## 7. 補助対象経費とならない経費の要件

- ・ 自転車・文房具等・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア・テレビ・ラジオ・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの  
(PC・PC周辺機器・タブレットなど、再販の可能性が高いものに関しては、単価50万(税抜)以上の製品・設備と同様、一定の期間において処分が制限されます)
- ・ 自動車等車両(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するもの、キッチンカー等の事業にのみ使用できる車両を除く)
- ・ 人件費と自社内部の取引、及びそれと同等と認められる取引によるもの
- ・ 販売や有償レンタルを目的として購入するもの
- ・ オークションにより購入するもの
- ・ 補助対象経費の合計額が10万円(税抜)に満たないもの
- ・ 事業主(法人名義)以外の名義で購入したもの
- ・ 必要な経費支出関係書類を提出できないもの
- ・ 租税公課にあたる経費
- ・ 購入に係る各種手数料(振込手数料、代引手数料)
- ・ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・ 買い替えに伴うリサイクル費用
- ・ 各種保証料金、保険料金、手続き費用
- ・ 補助金の申請書等の作成、送付、手続きに係る費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 8. 申請手続き

### (1) 事前相談

令和8年6月12日(金)までに事業計画案をご相談(連絡)ください。

### (2) 申請書類入手方法等

桑名市観光協会ホームページ(<https://www.city.kuwana.lg.jp/kanko/>)

桑名市観光協会窓口、桑名市役所観光課窓口

### (3) 申請方法

同一事業者からの申請は1件限りとします。

申請必要書類を郵送または持参にて提出してください。

#### ① 郵送の場合 令和8年6月30日(金) 必着

【提出先】〒511-0079 桑名市有楽町59

一般社団法人桑名市観光協会 補助金係 宛

※封筒表面に「申請書在中」、裏面に「住所・申請者名」を記入ください。

※郵送料は申請者負担です。

※郵送時の紛失等の責任は負いかねます。

※到着有無は申請者が事務局にご確認ください。

※必要に応じてレターパック、簡易書留郵便等をご活用ください。

② 持参の場合 令和8年6月30日（金） 17時まで

【提出場所】〒511-0079 桑名市有楽町59

一般社団法人桑名市観光協会 窓口（受付時間9時～17時）

（4）申請必要書類

別紙書類について各1部をA4サイズに統一して提出してください。

## 9. 採択について

補助金申請締め切り後に申請総額が予算額を上回っていた場合は採択者と補助額の審査を実施致します。

補助金交付決定通知書と不採択通知書は令和8年7月下旬までに送付します。

場合により現地確認を行いますのでご対応ください。

## 10. 補助事業実施期間等

補助金交付決定通知書を送付された申請者は補助事業を実施し、事業完了報告を桑名市観光協会にご提出ください。

【事業実施期限】令和9年1月29日（金）まで

【書類提出期限】令和9年2月12日（金）まで

<必要書類>

- ・補助金請求書兼補助事業完了報告書
- ・補助金を受け入れる銀行等通帳の写し
- ・設置（納品）が確認できる写真
- ・支払いを確認できる書類（銀行振込明細、領収証等）

※観光協会にて事業完了報告書を確認し、不備等が無ければ補助金交付額確定通知書を送付し補助金を振り込みます。

※補助金交付後、完了検査の実施を行う場合があります。実施する場合は事前に連絡します。

## 1 1. 補助事業者の義務

- (1) 申請内容に虚偽や不正があった場合又は要件を満たしていないこと、申請締切日までに必要書類が揃わなかった場合は、補助金の申請を取り消します。
- (2) 不正又は虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- (3) 補助対象経費が他の補助金等を重複して受けている経費の場合は対象となりません。

## 1 2. 問い合わせ先

一般社団法人 桑名市観光協会

〒511-0079桑名市有楽町59

電話 : 0594-41-2222 F A X : 0594-21-5416

電子メール : [hojyo@kuwana-kanko.com](mailto:hojyo@kuwana-kanko.com)

受付時間 平日 午前9時～午後5時

ホームページ <https://www.city.kuwana.lg.jp/kanko/>